

内セノ貨物ニシテ運送業者にて
本件所定書面にて先づ若事(協調函)、内意
ヲ同ビテク小生(中野文吉)奉上セリ云々

右記所記内(甲陸)丸一文シト

1. 日本海汽船会社(大正十年六月七日)近頃
大會事合之一切事用約丸而五四内
ニ達シタリ是シ海賊困絶ノ内(甲古上)
中心久 日本海汽船支店(下部八
橋港市)ハ景叶(一月三日)、同上、
二月 日本海汽船会社(同上)加賀、名但(同上)
" 信號傳持、周例十キコト、之加賀(同上)
2. 一月 日本海汽船会社(同上)加賀、名但(同上)

3.

協定ナリキ

3. 海軍在海事局監督委員會事務上、中央事力
免之同掌長浜田為右郎、ハ只傳、青江、同上
多知佐、鈴木、院、所院、方洋、日、日本海汽
船、日、日本海汽船支店、事務官、收也ル形式ナリ

4.

4. (大正二年)一月、(大正二年)一月、日本海汽
船、同上、事務所(同上)、日本海汽

船、同上、事務所(同上)、日本海汽
船、入賣却之、(大正二年)一月、日本海汽船
事務所改(大正二年)、(大正二年)一月、日本海汽
船、" 住處、(大正二年)一月、日本海汽船
事務所改(大正二年)、(大正二年)一月、日本海汽